経営基盤

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当行は、監査役設置会社であり、取締役会および監査役により、取締役の職務執行を監督し、経営の透明性と健全性の向上を基本としてコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

経営の意思決定については、取締役会を最上位機関として適切な権限委譲をおこない、迅速な意思決定をおこなう体制としております。また、監査機能を強化するため、リスク分析に基づく内部監査の実施と財務諸表等、内部管理態勢への外部監査を実施しております。

【当行のコーポレート・ガバナンス体制】

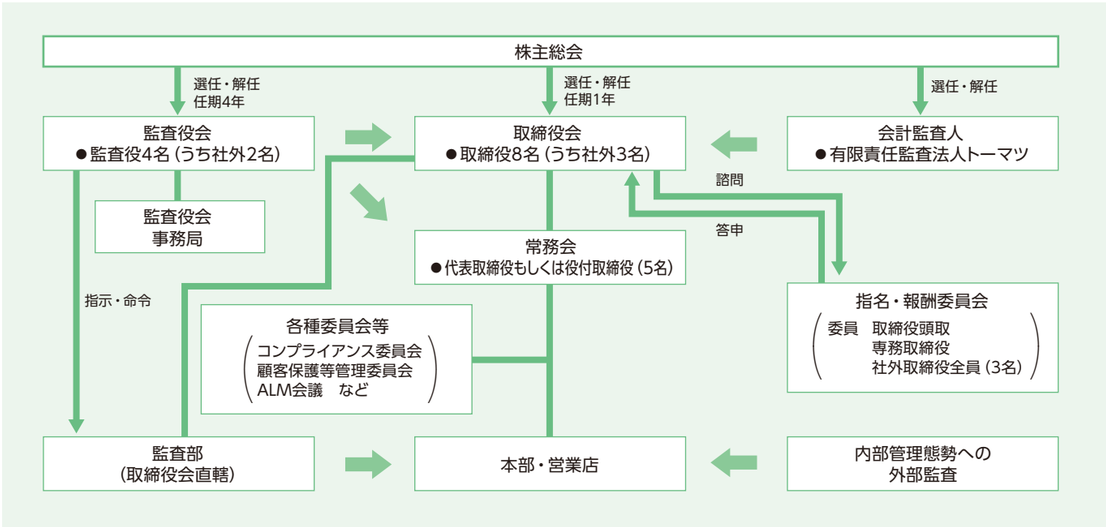

（2021年6月29日現在）

コーポレート・ガバナンス体制の概要

●取締役会

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成し、業務執行の基本方針・重要事項を決定するとともに、取締役が相互に監視・監督をおこなっております。

●常務会

常務会は、取締役会から権限委譲を受け、代表取締役、役付取締役が、日常業務運営における重要事項について迅速に意思決定をおこなう体制としております。

●監査役会

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成し、監査役会で決議をされた監査方針や計画に基づき適正な監査を実施しております。

●役員の選任と任期

取締役、監査役の選任につきましては、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」にて審議をおこなったうえで、取締役候補者は取締役会決議を経たのち、監査役候補者は監査役会の同意を得て取締役会決議を経たのち、それぞれ株主総会で選任されております。

取締役会の一層の活性化を図るとともに経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期につきましては、1年としております。

●譲渡制限付株式報酬制度

株式報酬型ストックオプションに代えて、2021年6月に導入しております。取締役の業績向上と企業価値増大への貢献をより強固なものとし株主重視の経営意識を高めることを目的としております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行においては、従来監査役制度を採用しており、監査役の員数の半数以上を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役で占めております。

また、取締役会には監査役全員が、常務会には常任監査役が出席し、意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視をおこなっております。

さらに、監査役・監査役会による監査環境の整備・確立について行内の規程に明記し、経営監視機能の客観性および中立性の確保を図っております。

また、社外取締役3名を選任し、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

これらの体制により、厳格な監査牽制機能が果たされております。

指名・報酬委員会

当行では、取締役および監査役の指名、報酬に関する重要事項等の決定に際し、経営の透明性とプロセスの適正性を確保することを目的として、指名・報酬委員会を設置しており、現在（2021年7月1日）は社外取締役が委員長を務めております。

指名・報酬委員会では、次の事項について審議し、取締役会に答申しております。

- ●取締役候補者および監査役候補者の指名等に関する事項
- ●取締役および監査役の解任に関する事項
- ●独立社外役員にかかる独立性判断基準に関する事項
- ●取締役および監査役の報酬体系に関する事項
- ●その他役員に関する重要な事項

人員構成

取締役会8名

【属性】

【専門性】

氏名	専門性			
	企業経営	金融	財務会計・経済	IT・システム
土井　伸宏	○	○		
阿南　雅哉	○	○		
岩橋　俊郎	○	○		
安井　幹也	○	○		
幡　宏幸	○	○		
小田切　純子			○	
大藪　千穂			○	
植木　英次	○			○

（注）上記一覧は取締役の全ての知見を表すものではありません。

監査役会4名

【属性】

指名・報酬委員会5名

【属性】